

2011年6月28日

ひたちなか市長
本間 源基 殿

日本共産党ひたちなか市委員会
市議会議員 山形 由美子

大震災と東電福島第一原発事故の影響から 市民の健康・暮らしを守るための要請書

東日本を襲った大震災から3カ月以上経ちました。本格的な復旧・復興事業がすすんでいます。その陣頭指揮をとる本間市長と市職員のご奮闘・ご努力に、こころから敬意を表します。またさまざまな点で改善がはかられたことに対しても感謝を申し上げます。

さて、今回の震災は大規模であったことや、福島原発事故による放射能の影響など、3カ月以上過ぎた今でも市民の方々から生活上の不安や要望が出されています。今回は原発に関連したこと、原子力防災計画の見直しに関する事、そして家屋の損壊に対する救済を求める内容にしぼり、以下要望書として提出いたします。

1、東海原発2号炉の廃炉を求める

東海第2原発は33年が経過し、この間の定期検査でもひび割れが見つかるなど、今後、津波だけではなく地震による損傷の不安が指摘されています。今の技術では、大事故が発生すれば周辺地域への放射能放出が止められず、ひたちなか市は全域が避難地域となってしまいます。放射能汚染の影響は長期にわたり、特に懸念されるのは、子どもたちへの健康被害です。そうした点で原子力事故は他に類をみることができません。

東海原発2号炉の再開は認めないこと。そして期限を決めて廃炉を求めるよう要望します。

2、自然エネルギー活用の推進について

原発からの撤退と同時に、自然エネルギーを活用した生活を考えていくことも重要です。住宅用太陽光発電への助成を市独自に実施すること。さらに県で実施するよう求めることを要望します。

3、保育所、幼稚園、小・中学校、公園などの空間放射線量の基準について

保育所、幼稚園、小・中学校、公園などの空間放射線量の測定がおこなわれています。福島原発事故前の空間放射線量は本市の場合は0.05 μ Sv/h以下でした。第3回

目の校庭・園庭の測定結果は約0.2 μ Svシーベルト。最高値は平磯中学校の0.498 μ Svシーベルトという結果がでています。

市では、文科省の「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的な考え方」で示された屋外活動を制限する3.8 μ Svシーベルト/hを大きく下回っていると表記していますが、3.8 μ Svシーベルト（年間積算で20 μ Svシーベルト）を目安にするには、あまりにも高すぎます。文科省が示している児童の放射線量上限値（年間積算で20 μ Svシーベルト）には、それを根拠とする理由が示されていません。

比較的高い表面線量の場所においては、施設管理者・保護者の要望に基づいて土砂の入れ替えをおこなうことを要望します。

4、保育所、幼稚園、小・中学校に、放射線測定器を配備すること

福島原発事故から3カ月が過ぎても、少しずつ放射線量が減少しているとはいえ、放射能による健康被害の心配が絶えません。保育所、幼稚園、小・中学校に放射線測定器を配備することを求めます。

5、学校給食食材の市独自の検査を

汚染した土壌で採れた野菜や、放射能に汚染された海の魚がほんとうに安全なのか、今後の課題とも言えます。野菜、魚については県で検査を実施しているということですが、本市の学校給食で取り扱っている野菜や魚について、放射性物質が含まれていないか検査を実施するなど、市独自に安全をチェックしてほしいと思います。

6、ヨウ素剤の配備について

原子力事故で周辺環境に放射性ヨウ素が放出された場合、安定ヨウ素剤を服用することが甲状腺がんを防ぐことに有効だと言われています。本市は原子力防災計画に基づき2カ所に配備されていますが、事故の混乱の最中に各避難所に届けられるかどうか疑問です。

7歳以上が服用する丸薬だけでも避難所となる公的施設（公民館、小・中学校等）に市独自に配備することを求めます。

特に優先されなければならないのは新生児、乳幼児です。内服液については、保育所・幼稚園に配備できる方法を検討するよう求めます。

7、原子力事故の避難訓練の実施と原子力防災計画の見直しについて

全市民参加の原子力事故の避難訓練を実施することは、事故に備えることはもちろんのこと、市民の防災意識を高めることや、より具体的な防災計画の見直しにつながりません。早急の実施してください。

8、防災行政無線の活用を広げる

今回の大震災で防災無線からの情報提供は、市民の安心と大きな励ましになりました。防災行政無線があってよかったというのが多くの市民の思いでした。

「今後、せっかくある防災行政無線を防災関連だけではなく、日常生活の情報提供の手段として活用できないのでしょうか」と、多くの市民が考え始めています。防災行政無線の運用をあらため、例えば、行政懇談会のお知らせ、健康診査のおしらせなどもおこなえるよう改善を求めます。

9、住宅修繕費の助成制度の実施を

今回の大震災により全壊または大規模半壊の判定をうけた住宅は支援の対象となりますが、半壊以下は何の支援も受けることができません。市独自の助成制度を実施することを要望します。